

2020年9月24日

室蘭工業大学長

本ガイドラインは、室蘭工業大学においてスポーツイベントを実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを可能な限り低減するため、スポーツイベント主催者が留意すべき事項を整理したものである。スポーツイベントを開催する際には、主催者はこのガイドラインを遵守し、感染症対策を実施して下さい。

1. 基本方針

室蘭工業大学において不特定多数が参加するスポーツイベントを実施する時、教員、職員、学生等は、新型コロナウイルス感染症を拡大させないように意識的に行動することが大切である。

本ガイドラインは、感染予防行動指針（本学：令和2年4月13日付）、新型コロナウイルス感染症への対応（本学：令和2年6月4日付）、劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会：令和2年5月14日付）、公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公民館連合会：令和2年5月25日付一部改訂）、8月1日以降における催物の開催制限等について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長：令和2年7月23日付）、「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省：令和2年4月3日）、スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会：令和2年5月29日付改訂）を考慮して基本的事項を定めている。

なお、各競技の特殊性により追加的に必要な事項は、各スポーツ競技団体が策定したガイドラインによる。

本ガイドラインは、日本全国、北海道、室蘭における感染状況を踏まえ、また、季節の変化に応じて随時見直す。

2. ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は、本学及び本学関連団体が学内外で開催するスポーツイベント、不特定多数の学外者が本学施設を使用して開催するスポーツイベントである。

3. 感染防止対策

1	スタッフ、参加者の氏名、年齢及び緊急連絡先を事前に把握し、名簿を作成し感染症発生に備えた連絡体制を準備する。また、本情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供されることをスタッフ、参加者に事前に周知する。
2	スタッフは必要最小限の人数とする。
3	スタッフ、参加者にマスク着用を徹底させる。 参加者のうち競技者は、運動・スポーツ中のマスク着用は競技者等の判断によるものとするが、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間はマスク着用を徹底する。 スタッフ、参加者に手洗いと、会場入室前の手指消毒を徹底させる。
4	当日、発熱・咳・全身痛等の症状があり、体調に不安のあるスタッフ、参加者には自宅待機または参加を自粛させる。
5	参加者が大声を出すことを禁止し、必要に応じマイクを使用させる。
6	参加者に、タオルの共用はさせない。
7	参加人数は以下のとおりとする。 (屋内) 収容定員の半分以下の人数であること (屋外) 人の距離を十分に確保できる人数であること
8	入口に感染防止対策（通知等）を掲示する。
9	入場時に検温を実施する（37.5℃以上ある方の入場を禁止）。
10	会場エリア以外への立ち入り禁止を徹底する。
11	競技者のマスク着用について、以下の点を周知する。 ・十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があること ・熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなること ・息苦しさを感じた時にはすぐにマスクを外すこと
12	体調を崩した者のための控室を確保する。
13	スポーツイベントの前後における三密の生じる交流を自粛する。
14	開催案内等において参加者に周知の上、以下に該当する者の来場を禁止する。 ・体調が悪い者 ・新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある者 ・海外から入国し14日を経過していない者 ・海外から入国し14日を経過していない者と濃厚接触がある者
15	高齢者や持病のある者については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、スタッフ、参加者に該当者が存在することを把握した場合には、より慎重で徹底した対応を検討する。
16	エレベータの使用は原則禁止する。
17	会場の出入口等に、手指消毒用の消毒液を設置する。

18	混雑防止のため、参加者の入場、退場等には時間差をつける。
19	会場入口や受付等の行列が生じる場所には、できるだけ2m（最低1m）の間隔を空けるように床に表示する等の人々が密集しない対策を講じる。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
20	配布物は事前に机に置く等して、手渡しでの配布を避ける。
21	参加者と対面する場合（入場料徴収、販売）は、ビニールシート等で仕切りを設置するか、フェイスシールドの利用や距離を2m以上とる等の感染防御策を講じる。
22	「換気の悪い密閉空間」としないため、以下により換気を行う。 （窓の開放による場合） ・換気回数を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること ・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けること （機械換気による場合） ・ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）を確保すること
23	余裕を持った休憩時間を確保する。
24	スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する。
25	座席・器具等共有物は、スポーツイベント開催中に定期的に清掃や消毒を実施し、スポーツイベント終了後も清掃や消毒を行う。
26	感染が疑われる者がスポーツイベント中に発生した場合は、以下の対応をする。 ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離する。 ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。 ・保健所に連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の支持を受ける。
27	清掃やゴミの廃棄作業を行う時、マスクと手袋を着用する。作業後は必ず石鹸と流水で手洗いをする。
28	感染が疑われる者がスポーツイベントの終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を提供する。
29	スポーツイベントに観客を参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客の数を制限するなどの対応をとる。 また、観客に対して、大声での声援を送らないことや会話を控えることなどを周知する。